

## 山口市多面的機能支払交付金事業補助金交付要綱

平成 19 年 4 月 2 日 制 定  
令和 3 年 8 月 27 日 最終改正

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律第 78 号）第 6 条の規定により本市が定める促進計画の区域内における地域の共同活動に係る支援に関し、多面的機能支払交付金実施要綱（令和 3 年 4 月 1 日付け 2 農振第 3822 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、多面的機能支払交付金実施要領（令和 3 年 4 月 1 日付け 2 農振第 3823 号農林水産省農村振興局長。以下「実施要領」という。）及び山口県の定める、多面的機能支払の実施に関する基本方針（以下「基本方針」という。）によるほか、補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

### (交付対象組織及び交付単価)

第 2 条 補助金の交付対象となる者は、市長から認定を受けた実施要綱に定める事業計画（以下「認定事業計画」という。）を有する、別表 1 に規定する組織（以下「対象組織」という。）とする。

2 補助金の交付単価は、別表 1 に定める農用地について、別表 2 の基準によるものとする。

### (交付申請)

第 3 条 補助金の交付の申請をしようとする対象組織は、農地維持支払交付金又は資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く）においては、多面的機能支払交付金事業補助金交付申請書（様式第 1 の 1 号）を、資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）においては、多面的機能支払交付金事業補助金交付申請書（様式第 1 の 2 号）を市長が定める期日までに提出しなければならない。

2 対象組織は、第 1 項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額（補助対象経費に含まれるうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

### (交付決定)

第 4 条 市長は、前条の申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、予算の範囲内において交付決定するとともに、農地維持支払交付金又は資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く）においては、多面的機能支払交付金事業補助金交付指令書（様式第 2 の 1 号）により、資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）にお

いては、多面的機能支払交付金事業補助金交付指令書（様式第2の2号）により当該対象組織に通知する。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（補助金の請求）

第5条 前条第1項の規定による交付決定を受けた対象組織（以下「補助対象組織」という。）が補助金の交付を請求するときは、農地維持支払交付金又は資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く）にあつては、多面的機能支払交付金事業補助金交付請求書（様式第3の1号）を、資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）にあつては、多面的機能支払交付金事業補助金交付請求書（様式第3の2号）を市長に提出するものとする。

- 2 補助対象組織は、交付決定を受けた額の範囲内で概算払請求をすることができる。この場合において補助対象組織は、農地維持支払交付金又は資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く）にあつては、多面的機能支払交付金事業補助金概算払請求書（様式第4の1号）を、資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）にあつては、多面的機能支払交付金事業補助金概算払請求書（様式第4の2号）を市長に提出するものとする。

（補助金額の変更）

第6条 補助対象組織は、認定事業計画の変更により交付決定を受けた補助金の額を変更する必要があるときは、遅滞なく農地維持支払交付金又は資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く）にあつては、多面的機能支払交付金事業補助金変更交付申請書（様式第5の1号）に、資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）にあつては、多面的機能支払交付金事業補助金変更交付申請書（様式第5の2号）に実施要領に定める様式により作成した変更後の事業計画を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請を受理したときは、その内容を審査するとともに、補助金の額を変更することを決定したときは、農地維持支払交付金又は資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く）にあつては、多面的機能支払交付金事業補助金変更交付指令書（様式第6の1号）により、資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）にあつては、多面的機能支払交付金事業補助金変更交付指令書（様式第6の2号）により、補助対象組織に通知するものとする。

（事業計画の廃止）

第7条 補助対象組織は、認定事業計画を廃止しようとする場合においては、多面的機能支払交付金事業補助金に係る事業計画廃止届出書（様式第7号）に市長が必要と認める書類を添えて市長に届け出るとともに、その指示を受けなければならない。

（事業計画の変更等に伴う補助金の返還）

第8条 市長は、交付決定した補助金について、実施要綱に定める返還事由が生じた場合又は第6条若しくは第7条に規定する認定事業計画の変更若しくは廃止により返還事由が生じた場合は、速やかに補助対象組織に対して補助金を返還させるものとし、多面的機能支払交付金事業補助金返還通知書（様式第8号）により通知する

ものとする。

- 2 前項の通知を受けた補助対象組織は、市長が定める期日までに補助金を返還するものとする。

(事業の繰越等)

第9条 補助対象組織は、その年度に交付を受けた補助金のうち、相当の理由により実施することが困難となった事業に相当する金額を翌年度に繰越そうとするときは、市長に対して速やかに多面的機能支払交付金事業補助金に係る繰越承認申請書(様式第9号)を提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査を行うことにより適否を決定し、多面的機能支払交付金事業補助金に係る繰越適否決定通知書(様式第10号)により補助対象組織に通知するものとする。

(事業の遂行状況の報告)

第10条 補助対象組織は、交付決定(変更交付決定を含む。)を受けた年度の12月31日現在における事業の遂行状況について、当該年度の1月16日までに、多面的機能支払交付金事業補助金遂行状況報告書(様式第11号)に市長が遂行状況の確認のために必要と認める書類を添付し報告しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助対象組織は、事業を完了したとき(事業を廃止した場合を含む。)は、その完了した日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付の決定があった年度の3月31日のいずれか早い期日までに、農地維持支払交付金又は資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く)にあつては、多面的機能支払交付金事業補助金実績報告書(様式第12の1号)に、資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)にあつては、多面的機能支払交付金事業補助金実績報告書(様式第12の2号)に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 第3条第2項のただし書により交付の申請をした補助対象組織は、第1項の報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 3 第3条第2項のただし書により交付の申請をした補助対象組織は、第1項の報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(第2項の規定により減額した補助対象組織については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税等相当額報告書(様式第13号)により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、第12条の確定のあった日の翌年5月31日までに、同様式により、市長に報告しなければならない。

- 4 前項の規定にかかわらず、事業者が消費税を納める義務が免除される事業者である場合は、売上高を確認できる資料の市長への提出をもって消費税等相当額報告書による報告とみなすことができる。

(補助金の額の確定)

第 12 条 前条の実績報告書の提出があった場合において、その内容を審査の上、当該事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、農地維持支払交付金又は資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く）にあつては、多面的機能支払交付金事業補助金確定通知書（様式第 14 の 1 号）により、資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）にあつては、多面的機能支払交付金事業補助金確定通知書（様式第 14 の 2 号）により補助対象組織に通知するものとする。

2 市長は、補助対象組織に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金を返還させるものとする。

3 前項の補助金の返還については、第 8 条の規定を準用する。

(関係書類の整備)

第 13 条 補助対象組織は、事業の遂行状況及び当該事業に係る収支について、一切の状況を明らかにする帳簿その他関係書類を整備し、事業完了の日の属する市の会計年度の翌年度の初日から起算して 5 年間これを保存しなければならない。

(報告、検査等)

第 14 条 市長は、必要があると認めるときは、補助対象組織に対して報告を求め、若しくは事業の遂行について必要な指示をし、又は関係職員に帳簿その他関係書類等を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(交付決定の取消し)

第 15 条 市長は、補助対象組織が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金を他の用途へ使用したとき。

(2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) この要綱又はこの要綱の規定に基づく処分に違反したとき。

2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

3 市長は、第 1 項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、交付済みの補助金を返還させるものとする。

4 前項の補助金の返還については、第 8 条の規定を準用する。

(補助金の清算)

第 16 条 市長は、実施要領に規定する清算に係る補助金の返還が生じたときは、多面的機能支払交付金事業補助金清算通知書（様式第 15 号）により通知するものとする。

2 市長から前項の通知を受けた対象組織は、補助金の清算方法等について、多面的機能支払交付金事業補助金清算報告書（様式第 16 号）により、市長に提出するものとする。

3 前 2 項の場合における清算に係る補助金の返還については、第 8 条の規定を準用する。

(取得財産の管理及び処分)

第 17 条 補助対象組織は、補助金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）があるときは、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 補助対象組織は、取得財産等を、市長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供するなどの処分をしてはならない。ただし、補助対象組織が交付を受けた補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合又は補助金の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して相当と認められる期間を経過した場合は、この限りではない。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 2 日から施行し、平成 19 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行し、平成 23 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 6 日から施行し、平成 24 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 5 月 16 日から施行し、平成 25 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 9 月 8 日から施行し、平成 26 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 8 月 20 日から施行し、平成 27 年度分の補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成 28 年 8 月 22 日から施行し、平成 28 年度分の補助金から適用する。

2 この要綱の施行日の前日までに、改正前の山口市多面的機能支払交付金事業補助金交付要綱によりなされた処分、手続きその他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行日の前日までに、改正前の山口市多面的機能支払交付金事業補助金交付要綱により交付決定された補助金については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成 29 年 9 月 6 日から施行し、平成 29 年度分の補助金から適用する。

2 この要綱の施行日の前日までに、改正前の山口市多面的機能支払交付金事業補助金交付要綱により交付決定された補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 11 月 29 日から施行し、平成 29 年度分の補助金から適用する。
- 2 この要綱の施行日の前日までに、改正前の山口市多面的機能支払交付金事業補助金交付要綱により交付決定された補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 9 月 21 日から施行し、平成 30 年度分の補助金から適用する。
- 2 この要綱の施行日の前日までに、改正前の山口市多面的機能支払交付金事業補助金交付要綱により交付決定された補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和元年 6 月 27 日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度分の補助金から適用する。

附 則

(施行)

- 1 この要綱は、令和 3 年 8 月 27 日から施行し、令和 3 年度分の補助金から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行日の前日までに、改正前の山口市多面的機能支払交付金事業補助金交付要綱により交付決定された補助金については、なお従前の例による。

別表 1(第 2 条関係)

交付金名	交付対象者	交付対象活動	交付対象農用地
農地維持支払交付金	実施要綱別紙 5 第 2 又は同別紙 6 第 2 に規定する者を構成員とする、同別紙 1 第 2 に規定する組織	農地維持活動	1 農業振興地域内の農用地 2 農業振興地域内の農用地と一体的に農地維持活動を行う農用地 3 ため池等の農業用施設の保全管理と一体的に農地維持活動を行う必要があると市長が認めた農用地
資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く)	実施要綱別紙 5 第 2 又は同別紙 6 第 2 に規定する者を構成員とする、同別紙 2 第 2 に規定する組織	資源向上活動のうち、施設の長寿命化のための活動を除く活動	上欄の農用地において行う資源向上活動について、施設の長寿命化のための活動を除く活動を行う農用地
資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)		資源向上活動のうち、施設の長寿命化のための活動	上欄の農用地において行う資源向上活動のうち、併せて施設の長寿命化のための活動を行う農用地

別表 2(第 2 条、第 13 条関係)

## 事業 1 農地維持支払交付金

地目	補助金の額	① 交付単価 (10a 当たり)	② ①のうち国 及び県の助成
田	別表 1 に規定する対象農用地の 地目別面積(a 単位)×地目別交 付単価(10a 当たり)	3,000円 (4,000円)	2,250円 (3,000円)
畑		2,000円 (2,600円)	1,500円 (1,950円)
草地		250円 (330円)	187.5円 (247.5円)

※ 認定事業計画に定める実施期間中に、対象農用地の地目を変更する場合、地目の変更があった時点の当該期間中に限り、変更前の地目の単価を適用するものとする。

※ 認定事業計画に定める実施期間中に、対象組織において新たに小規模集落が保全管理する区域内の農用地を対象農用地とする場合に当該活動期間中に限り交付単価に加算(小規模集落支援)できるものとし、加算後の交付単価は括弧内の金額とする。ただし、1小規模集落当たりの交付額は、20万円(うち国及び県の助成15万円)／年を上限とし、1対象組織当たりの交付額は、40万円

(うち国及び県の助成 30 万円) / 年を上限とする。

事業 2 資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)

ア 基本単価

地目	補助金の額	① 交付単価 (10a 当たり)	② ①のうち国 及び県の助成
田	別表 1 に規定する対象農用地の 地目別面積(a 単位)×地目別交 付単価(10a 当たり)	2,400円 (1,800円)	1,800円 (1,350円)
畑		1,440円 (1,080円)	1,080円 (810円)
草地		240円 (180円)	180円 (135円)

イ 山口市から認定を受けた事業計画において対象となる資源として位置付けて共同活動を5年間以上実施した農用地及び、採択年度を問わず、施設の長寿命化のための活動と併せて取り組む対象農用地の交付単価は0.75を乗じたア、ウ、エ及びオの括弧内の単価とする。

ウ 多面的機能の更なる増進に向けた活動を行う場合の加算交付単価  
(多面的機能支払交付金実施要綱別紙2第6の2(1)ウaによるもの)

地目	補助金の額	① 加算交付単価 (10a 当たり)	② ①のうち国 及び県の助成
田	別表 1 に規定する対象農用地の 地目別面積(a 単位)×地目別加 算交付単価(10a 当たり)	400円 (300円)	300円 (225円)
畑		240円 (180円)	180円 (135円)
草地		40円 (30円)	30円 (22.5円)

エ 農村協働力の深化に向けた活動を行う場合の加算交付単価  
(多面的機能支払交付金実施要綱別紙2第6の2(1)ウbによるもの)

地目	補助金の額	① 加算交付単価 (10a 当たり)	② ①のうち国 及び県の助成
田	別表 1 に規定する対象農用地の 地目別面積(a 単位)×地目別加 算交付単価(10a 当たり)	400円 (300円)	300円 (225円)
畑		240円 (180円)	180円 (135円)
草地		40円 (30円)	30円 (22.5円)



オ 水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動を行う場合の  
加算交付単価

（多面的機能支払交付金実施要綱別紙 2 第 6 の 2(1)ウ c によるもの）

地目	補助金の額	① 加算交付単価 (10a 当たり)	② ①のうち国 及び県の助成
田	別表 1 に規定する対象農用地の 地目別面積(a 単位)×地目別加 算交付単価(10a 当たり)	400円 (300円)	300円 (225円)

カ 多面的機能の増進を図る活動の取り扱い

ア及びイにおいて、多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合は、当  
該支払の交付単価に 5/6 を乗じた額を交付単価とする。

ただし、山口市から認定を受けた事業計画において対象となる資源として位  
置付けて共同活動を 5 年間以上実施した農用地及び、採択年度を問わず、施設  
の長寿命化のための活動と併せて取り組む対象農用地の交付単価は 0.75 を乗  
じた括弧内の単価とする。

地目	補助金の額	① 交付単価 (10a 当たり)	② ①のうち国 及び県の助成
田	別表 1 に規定する対象農用地の 地目別面積(a 単位)×地目別交 付単価(10a 当たり)	2,000円 (1,500円)	1,500円 (1,125円)
畑		1,200円 (900円)	900円 (675円)
草地		200円 (150円)	150円 (112.5円)

事業 3 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)

地目	補助金の額	① 交付単価 (10a 当たり)	② ①のうち国 及び県の助成
田	別表 1 に規定する対象農用地の 地目別面積(a 単位)×地目別交 付単価(10a 当たり)を上限額 とする	4,400円	3,300円
畑		2,000円	1,500円
草地		400円	300円

※ 基本方針 5 に定める要件を満たさず、かつ直営施工を実施しない活動組織にあ  
っては、①に掲げる交付単価に 5/6 を乗じて得た額を上限額とする。(実施要綱  
附則 7 に規定するものを除く。)

※ 基本方針 5 に定める要件を満たさない活動組織にあっては、上記により算出し  
た金額又は保全管理する区域内に存在する集落数に 200 万円を乗じて得た額の  
いずれか小さい額を上限額とする。

事業4 資源向上支払交付金(組織の広域化・体制強化)

区分	① 交付単価 (1組織当たり)	② ①のうち国 及び県の助成
3集落以上又は50ha以上200ha未満	40,000円	30,000円
200ha以上1,000ha未満又は特定非営利 活動法人	80,000円	60,000円
1,000ha以上	160,000円	120,000円

※ 組織の広域化・体制強化に対する支援として、当該活動期間中に限り交付する。

様式第1の1号（第3条関係）

番 号  
年 月 日

多面的機能支払交付金事業補助金交付申請書  
(農地維持支払交付金・資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く))

山口市長 様

所在地  
団体名  
代表者氏名 (※)

(※) 法人の場合は、**記名押印**してください。

法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない  
場合は、**記名押印**してください。

山口市多面的機能支払交付金事業補助金の交付を受けたいので、山口市多面的機能  
支払交付金事業補助金交付要綱第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 事業計画及びその内容

(1) 農地維持支払交付金

区分	交付単価 (円/10a)	対象農用地面積 (a)	申請金額 (円)
田 ①			
交付単価	3,000		
畑 ②			
交付単価	2,000		
畑 ③			
交付単価	3,000		
草地④			
交付単価	250		
合 計 (①+②+③+ ④)			

※ 複数の交付単価が適用される場合には、行を追加して記入すること。

(2)資源向上支払交付金

ア 地域資源の質的向上を図る共同活動

(ア)基本単価

区分	交付単価 (円/10a)	対象農用地面積 (a)	申請金額 (円)
田 ①			
新規地区交付単価	2,400		
新規地区交付単価×5/6	2,000		
継続地区交付単価	1,800		
継続地区交付単価×5/6	1,500		
畑 ②			
新規地区交付単価	1,440		
新規地区交付単価×5/6	1,200		
継続地区交付単価	1,080		
継続地区交付単価×5/6	900		
草地③			
新規地区交付単価	240		
新規地区交付単価×5/6	200		
継続地区交付単価	180		
継続地区交付単価×5/6	150		
合計 (①+②+③)			

※ 複数の交付単価が適用される場合には、行を追加して記入すること。

(イ)加算単価 (加算措置の適用がある場合のみ、記載する)

a. 多面的機能の更なる増進に向けた活動を行う場合の加算交付単価

区分	加算交付単価 (円/10a)	対象農用地面積 (a)	申請金額 (円)
田 ①			
新規地区加算交付単価	400		
継続地区加算交付単価	300		
畑 ②			
新規地区加算交付単価	240		
継続地区加算交付単価	180		
草地③			
新規地区加算交付単価	40		
継続地区加算交付単価	30		
合計 (①+②+③)			

b. 農村協働力の深化に向けた活動を行う場合の加算交付単価

区分	加算交付単価 (円/10a)	対象農用地面積 (a)	申請金額 (円)
田 ①			
新規地区加算交付単価	400		
継続地区加算交付単価	300		
畑 ②			
新規地区加算交付単価	240		
継続地区加算交付単価	180		
草地③			
新規地区加算交付単価	40		
継続地区加算交付単価	30		
合 計 (①+②+③)			

c. 水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動を行う場合の加算交付単価

区分	加算交付単価 (円/10a)	対象農用地面積 (a)	申請金額 (円)
田 ①			
新規地区加算交付単価	400		
継続地区加算交付単価	300		
合 計 (①)			

イ 組織の広域化・体制強化

申請金額

円

2 事業完了予定年月日

年 月 日

様式第1の2号（第3条関係）

番 号  
年 月 日

多面的機能支払交付金事業補助金交付申請書  
(資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動))

山口市長 様

所在地  
団体名  
代表者氏名 (※)

(※) 法人の場合は、**記名押印**してください。

法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない  
場合は、**記名押印**してください。

山口市多面的機能支払交付金事業補助金の交付を受けたいので、山口市多面的機能  
支払交付金事業補助金交付要綱第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 事業計画及びその内容

資源向上支払交付金

施設の長寿命化のための活動

区分	交付単価 (円/10a)	対象農用地面積 (a)	申請金額 (円)
田 ①			
交付単価	4,400		
交付単価×5/6	3,666		
畑 ②			
交付単価	2,000		
交付単価×5/6	1,666		
草地③			
交付単価	400		
交付単価×5/6	333		
計 (①+②+③=④)			
保安全管理する区域内に 存在する集落数 ⑤	2,000,000 円 (円/集落)	集落	
交付申請額			

(注) 基本方針5に定める要件を満たさない活動組織にあっては、⑤に集落数及び金額を記入すること。

2 事業完了予定年月日

年 月 日

様式第2の1号（第4条関係）

第 号

団 体 名

代表者氏名

年 月 日付で申請のあった多面的機能支払交付金交付申請（農地維持支払交付金・資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く））について、山口市多面的機能支払交付金事業補助金交付要綱第4条の規定により、補助金 円を下記の条件を付して交付する。

年 月 日

山 口 市 長

記

- 1 この補助金は、農地維持支払交付金 円、  
資源向上支払交付金（共同活動） 円、  
組織の広域化・体制強化 円  
とする。
- 2 この補助金は、多面的機能支払交付金事業に対して交付するものであることから、他の目的に使用してはならない。
- 3 認定事業計画の変更又は中止若しくは廃止により交付決定を受けた補助金の額を変更する必要があるときは、遅滞なく市長に届け出るとともに、その指示を受けなければならない。
- 4 この補助金のうち、相当の理由により実施することが困難となった事業に相当する金額を翌年度に繰越そうとするときは、市長に対して速やかに届け出るとともに、その承認を受けなければならない。
- 5 この補助金の交付決定（変更交付決定を含む。）を受けた年度の12月31日現在における事業の遂行状況について、当該年度の1月16日までに市長に対して報告しなければならない。
- 6 この補助金に係る事業を完了したとき（事業を中止又は廃止した場合を含む。）は、その完了した日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付

の決定があった年度の3月31日のいずれか早い期日までに実施状況報告書に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 7 この補助金に係る事業の遂行状況及び当該事業に係る収支について、一切の状況を明らかにする帳簿その他関係書類を整備し、事業完了の日の属する本市の会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保存しなければならない。
- 8 この補助金に係る事業に関し、本市が報告を求め、若しくは事業の遂行について必要な指示、又は関係職員による帳簿その他関係書類等の検査、若しくは関係者に対して質問する場合には、誠意をもって対応するものとする。
- 9 この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるとともに、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命じるものとする。
- 10 この補助金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）があるときは、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 11 この補助金による取得財産等を、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供するなどの処分をしてはならない。ただし、補助対象組織が交付を受けた補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合又は補助金の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して相当と認められる期間を経過した場合は、この限りではない。
- 12 この補助金の交付に係る申請において知り得た個人情報に関し、事業の目的の範囲において市が使用することに同意すること。



団 体 名

代表者氏名

年 月 日付けで申請のあった多面的機能支払交付金交付申請（資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動））について、山口市多面的機能支払交付金事業補助金交付要綱第4条の規定により、補助金円を下記の条件を付して交付する。

年 月 日

山 口 市 長

記

- 1 この補助金は、資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）円とする。
- 2 この補助金は、多面的機能支払交付金事業に対して交付するものであることから、他の目的に使用してはならない。
- 3 認定事業計画の変更又は中止若しくは廃止により交付決定を受けた補助金の額を変更する必要があるときは、遅滞なく市長に届け出るとともに、その指示を受けなければならない。
- 4 この補助金のうち、相当の理由により実施することが困難となった事業に相当する金額を翌年度に繰越そうとするときは、市長に対して速やかに届け出るとともに、その承認を受けなければならない。
- 5 この補助金の交付決定（変更交付決定を含む。）を受けた年度の12月31日現在における事業の遂行状況について、当該年度の1月16日までに市長に対して報告しなければならない。
- 6 この補助金に係る事業を完了したとき（事業を中止又は廃止した場合を含む。）は、その完了した日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付の決定があった年度の3月31日のいずれか早い期日までに実施状況報告書に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 7 この補助金に係る事業の遂行状況及び当該事業に係る収支について、一切の状況を明らかにする帳簿その他関係書類を整備し、事業完了の日の属する本市の会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保存しなければならない。
- 8 この補助金に係る事業に関し、本市が報告を求め、若しくは事業の遂行について必要な指示、又は関係職員による帳簿その他関係書類等の検査、若しくは関係者に対して質問する場合には、誠意をもって対応するものとする。
- 9 この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるとともに、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命じるものとする。
- 10 この補助金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）があるときは、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 11 この補助金による取得財産等を、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供するなどの処分をしてはならない。ただし、補助対象組織が交付を受けた補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合又は補助金の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して相当と認められる期間を経過した場合は、この限りではない。
- 12 この補助金の交付に係る申請において知り得た個人情報に関し、事業の目的の範囲において市が使用することに同意すること。

様式第3の1号（第5条関係）

番 号  
年 月 日

多面的機能支払交付金事業補助金交付請求書  
(農地維持支払交付金・資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く))

山口市長 様

所在地  
団体名  
代表者氏名 (※)

(※) 法人の場合は、**記名押印**してください。  
法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない  
場合は、**記名押印**してください。

年 月 日付け指令農林整第 号で交付決定のあった、山口市多面的機能支払交付金事業補助金について交付を受けたいので、下記のとおり請求します。

記 (単位:円)

内 訳	補助金交付 決定額	補助金額			残額
		既受領額	今回請求額	計	
農地維持支払交付金					
資源向上支払交付金					
共同活動					
組織の広域化・体制強化					
合 計					

振込先口座

金融機関	銀行 金庫 農協						支店 支所 ( )
預金種別	普通(総合口座を含む)		当座	貯蓄	その他		
口座番号						口座番号は右づめと してください。	
フリカゝナ							
口座名義人							

様式第3の2号（第5条関係）

番 号  
年 月 日

多面的機能支払交付金事業補助金交付請求書  
(資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動))

山口市長 様

所在地  
団体名  
代表者氏名 (※)

(※) 法人の場合は、**記名押印**してください。

法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない  
場合は、**記名押印**してください。

年 月 日付け指令農林整第 号で交付決定のあった、山口市多面的機能支払交付金事業補助金について交付を受けたいので、下記のとおり請求します。

記

(単位:円)

内 訳	補助金交付 決定額	補助金額			残額
		既受領額	今回請求額	計	
資源向上支払交付金 (施設の長寿命化の ための活動)					

振込先口座

金融機関	銀行 支店 金庫 支所 農協 ( )					
預金種別	普通(総合口座を含む)		当座	貯蓄	その他	
口座番号						口座番号は右づめと してください。
フリカゝナ						
口座名義人						

様式第4の1号（第5条関係）

番 号  
年 月 日

多面的機能支払交付金事業補助金概算払請求書  
(農地維持支払交付金・資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く))

山口市長 様

所在地  
団体名  
代表者氏名 (※)

(※) 法人の場合は、**記名押印**してください。  
法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない  
場合は、**記名押印**してください。

年 月 日付け指令農林整第 号で交付決定のあった、山口市多面的機能支払交付金事業補助金について概算払を受けたいので、下記のとおり請求します。

記 (単位:円)

内 訳	補助金交付 決定額	補助金額			残額
		既受領額	今回請求額	計	
農地維持支払交付金					
資源向上支払交付金					
共同活動					
組織の広域化・体制強化					
合 計					

振込先口座

金融機関	銀行 金庫 農協						支店 支所 ( )
預金種別	普通(総合口座を含む)		当座	貯蓄	その他		
口座番号						口座番号は右づめと してください。	
フリカゝナ							
口座名義人							

様式第4の2号（第5条関係）

番 号  
年 月 日

多面的機能支払交付金事業補助金概算払請求書  
(資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動))

山口市長 様

所在地  
団体名  
代表者氏名 (※)

(※) 法人の場合は、**記名押印**してください。  
法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない  
場合は、**記名押印**してください。

年 月 日付け指令農林整第 号で交付決定のあった、山口市多面的機能支払交付金事業補助金について概算払を受けたいので、下記のとおり請求します。

記

(単位:円)

内 訳	補助金交付 決定額	補助金額			残額
		既受領額	今回請求額	計	
資源向上支払交付金 (施設の長寿命化の ための活動)					

振込先口座

金融機関	銀行 支店 金庫 支所 農協 ( )					
預金種別	普通(総合口座を含む)		当座	貯蓄	その他	
口座番号						口座番号は右づめと してください。
フリカゝナ						
口座名義人						

様式第5の1号（第6条関係）

番 号  
年 月 日

多面的機能支払交付金事業補助金変更交付申請書  
(農地維持支払交付金・資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く))

山口市長 様

所在地  
団体名  
代表者氏名 (※)

(※) 法人の場合は、**記名押印**してください。  
法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない  
場合は、**記名押印**してください。

年 月 日付け指令農林整第 号で交付決定のあった、山口市多面的機能支払交付金事業補助金について下記のとおり変更したいので、山口市多面的機能支払交付金事業補助金交付要綱第6条の規定により申請します。

記

1 変更申請金額 (単価:円)

区分	変更申請金額	変更前金額	増減額
農地維持支払交付金			
資源向上支払交付金			
共同活動			
組織の広域化・体制強化			
合計			

2 事業計画及びその内容

(1) 農地維持支払交付金

区分	交付単価 (円/10a)	変更後	変更前	増減
		農用地面積(a) 金額(円)	農用地面積(a) 金額(円)	農用地面積(a) 金額(円)
田 ①	3,000			
畑 ②	2,000			
畑 ③	3,000			
草地④	250			
合計 (①+②+③+④)				

※ 複数の交付単価が適用される場合には、行を追加して記入すること。

## (2) 資源向上支払交付金

## ア 地域資源の質的向上を図る共同活動

## (ア) 基本単価

区分 交付単価(円/10a)	変更後	変更前	増 減
	農用地面積(a) 金 額(円)	農用地面積(a) 金 額(円)	農用地面積(a) 金 額(円)
田 ①	a 円	a 円	a 円
新規地区交付単価 2,400			
新規地区交付単価×5/6 2,000			
継続地区交付単価 1,800			
継続地区交付単価×5/6 1,500			
畑 ②	a 円	a 円	a 円
新規地区交付単価 1,440			
新規地区交付単価×5/6 1,200			
継続地区交付単価 1,080			
継続地区交付単価×5/6 900			
草地③	a 円	a 円	a 円
新規地区交付単価 240			
新規地区交付単価×5/6 200			
継続地区交付単価 180			
継続地区交付単価×5/6 150			
合 計 (①+②+③)	a 円	a 円	a 円

※ 複数の交付単価が適用される場合には、行を追加して記入すること。



(イ)加算単価（加算措置の適用がある場合のみ、記載する）

a. 多面的機能の更なる増進に向けた活動を行う場合の加算交付単価

区分 加算交付単価(円/10a)	変更後	変更前	増 減
	農用地面積(a) 金 額(円)	農用地面積(a) 金 額(円)	農用地面積(a) 金 額(円)
田 ①	a 円	a 円	a 円
新規地区加算交付単価 400			
継続地区加算交付単価 300			
畑 ②	a 円	a 円	a 円
新規地区加算交付単価 240			
継続地区加算交付単価 180			
草地③	a 円	a 円	a 円
新規地区加算交付単価 40			
継続地区加算交付単価 30			
合 計 (①+②+③)	a 円	a 円	a 円

b. 農村協働力の深化に向けた活動を行う場合の加算交付単価

区分 加算交付単価(円/10a)	変更後	変更前	増 減
	農用地面積(a) 金 額(円)	農用地面積(a) 金 額(円)	農用地面積(a) 金 額(円)
田 ①	a 円	a 円	a 円
新規地区加算交付単価 400			
継続地区加算交付単価 300			
畑 ②	a 円	a 円	a 円
新規地区加算交付単価 240			
継続地区加算交付単価 180			
草地③	a 円	a 円	a 円
新規地区加算交付単価 40			
継続地区加算交付単価 30			
合 計 (①+②+③)	a 円	a 円	a 円

c. 水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動を行う場合の  
加算交付単価

区分 加算交付単価(円/10a)	変更後	変更前	増 減
	農用地面積(a) 金 額(円)	農用地面積(a) 金 額(円)	農用地面積(a) 金 額(円)
田 ①	a 円	a 円	a 円
新規地区加算交付単価 400			
継続地区加算交付単価 300			
合 計 (①)	a 円	a 円	a 円

イ 組織の広域化・体制強化	変更後(円)	変更前(円)	増 減(円)

3 変更理由

4 事業完了予定年月日

年 月 日

※ 多面的機能支払交付金実施要綱（国実施要綱）による多面的機能支払交付金に係る活動計画書を変更したものを添付すること。

多面的機能支払交付金事業補助金変更交付申請書  
(資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動))

山口市長 様

所在地  
団体名  
代表者氏名 (※)

(※) 法人の場合は、**記名押印**してください。  
法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない  
場合は、**記名押印**してください。

年 月 日付け指令農林整第 号で交付決定のあった、山口市多面的機能支払交付金事業補助金について下記のとおり変更したいので、山口市多面的機能支払交付金事業補助金交付要綱第6条の規定により申請します。

記

1 事業計画及びその内容

資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）

区分 交付単価(円/10a)	変更後	変更前	増 減
	農用地面積(a) 金 額(円)	農用地面積(a) 金 額(円)	農用地面積(a) 金 額(円)
田 ①	a 円	a 円	a 円
交付単価 4,400			
交付単価×5/6 3,666			
畑 ②	a 円	a 円	a 円
交付単価 2,000			
交付単価×5/6 1,666			
草地③	a 円	a 円	a 円
交付単価 400			
交付単価×5/6 333			
計 (①+②+③=④)	a 円	a 円	a 円
保全管理する区域内に存在する集 落数                   200万円/集落 ⑤	集落	集落	集落
変更交付申請額	円	円	円

(注) 基本方針5に定める要件を満たさない活動組織にあっては、⑤に集落数及び金額を記入すること。

2 変更の理由

3 事業完了予定年月日

年 月 日

※ 多面的機能支払交付金実施要綱(国実施要綱)による多面的機能支払交付金に係る活動計画書を変更したものを添付すること。

団 体 名  
代表者氏名

年 月 日付けで申請のあった多面的機能支払交付金事業補助金変更交付申請（農地維持支払交付金・資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く））について、山口市多面的機能支払交付金事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記の条件を付して補助金 円（変更前 円）に決定する。

年 月 日

山 口 市 長

記

- 1 この補助金は、農地維持支払交付金 円、  
資源向上支払交付金（共同活動） 円、  
組織の広域化・体制強化 円  
とする。
- 2 この補助金は、多面的機能支払交付金事業に対して交付するものであることから、他の目的に使用してはならない。
- 3 認定事業計画の変更又は中止若しくは廃止により交付決定を受けた補助金の額を変更する必要があるときは、遅滞なく市長に届け出るとともに、その指示を受けなければならない。
- 4 この補助金のうち、相当の理由により実施することが困難となった事業に相当する金額を翌年度に繰越そうとするときは、市長に対して速やかに届け出るとともに、その承認を受けなければならない。
- 5 この補助金の変更交付決定を受けた年度の12月31日現在における事業の遂行状況について、当該年度の1月16日までに市長に対して報告しなければならない。
- 6 この補助金に係る事業を完了したとき（事業を中止又は廃止した場合を含

む。)は、その完了した日から起算して 20 日を経過した日又は補助金の交付の決定があった年度の 3 月 31 日のいずれか早い期日までに実施状況報告書に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 7 この補助金に係る事業の遂行状況及び当該事業に係る収支について、一切の状況を明らかにする帳簿その他関係書類を整備し、事業完了の日の属する本市の会計年度の翌年度の初日から起算して 5 年間これを保存しなければならない。
- 8 この補助金に係る事業に関し、本市が報告を求め、若しくは事業の遂行について必要な指示、又は関係職員による帳簿その他関係書類等の検査、若しくは関係者に対して質問する場合には、誠意をもって対応するものとする。
- 9 この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるとともに、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命じるものとする。
- 10 この補助金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）があるときは、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 11 この補助金による取得財産等を、市長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供するなどの処分をしてはならない。ただし、補助対象組織が交付を受けた補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合又は補助金の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して相当と認められる期間を経過した場合は、この限りではない。
- 12 この補助金の交付に係る申請において知り得た個人情報に関し、事業の目的の範囲において市が使用することに同意すること。

団 体 名

代表者氏名

年 月 日付けで申請のあった多面的機能支払交付金交付申請  
（資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動））について、山口市多面的機能支払交付金事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記の条件を付して補助金 円（変更前 円）に決定する。

年 月 日

山 口 市 長

記

- 1 この補助金は、資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）円とする。
- 2 この補助金は、多面的機能支払交付金事業に対して交付するものであることから、他の目的に使用してはならない。
- 3 認定事業計画の変更又は中止若しくは廃止により交付決定を受けた補助金の額を変更する必要があるときは、遅滞なく市長に届け出るとともに、その指示を受けなければならない。
- 4 この補助金のうち、相当の理由により実施することが困難となった事業に相当する金額を翌年度に繰越そうとするときは、市長に対して速やかに届け出るとともに、その承認を受けなければならない。
- 5 この補助金の変更交付決定を受けた年度の12月31日現在における事業の遂行状況について、当該年度の1月16日までに市長に対して報告しなければならない。
- 6 この補助金に係る事業を完了したとき（事業を中止又は廃止した場合を含む。）は、その完了した日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付の決定があった年度の3月31日のいずれか早い期日までに実施状況報告書に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 7 この補助金に係る事業の遂行状況及び当該事業に係る収支について、一切の状況を明らかにする帳簿その他関係書類を整備し、事業完了の日の属する本市の会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保存しなければならない。
- 8 この補助金に係る事業に関し、本市が報告を求め、若しくは事業の遂行について必要な指示、又は関係職員による帳簿その他関係書類等の検査、若しくは関係者に対して質問する場合には、誠意をもって対応するものとする。
- 9 この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるとともに、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命じるものとする。
- 10 この補助金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）があるときは、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 11 この補助金による取得財産等を、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供するなどの処分をしてはならない。ただし、補助対象組織が交付を受けた補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合又は補助金の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して相当と認められる期間を経過した場合は、この限りではない。
- 12 この補助金の交付に係る申請において知り得た個人情報に関し、事業の目的の範囲において市が使用することに同意すること。

多面的機能支払交付金事業補助金に係る事業計画廃止届出書

山口市長 様

所 在 地  
団 体 名  
代表者氏名 (※)

(※) 法人の場合は、**記名押印**してください。  
法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない  
場合は、**記名押印**してください。

年 月 日付け指令農林整第 号(農地維持支払交付金・資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く))【及び 年 月 日付け指令農林整第 号(資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動))】で交付(変更交付)決定のあった、山口市多面的機能支払交付金事業補助金による事業計画について下記のとおり廃止したいので、山口市多面的機能支払交付金事業補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

記

- 1 廃止となる事業計画  
別添のとおり
- 2 事業計画廃止の日  
年 月 日
- 3 事業計画を廃止する理由
- 4 その他添付書類  
総会における事業計画廃止の議決資料  
その他事業計画廃止理由の参考となる資料

※ 総会における事業計画廃止の議決資料は、原本証明をしてください。



所在地  
団体名  
代表者氏名 様

山口市長 印

多面的機能支払交付金事業補助金返還通知書

山口市多面的機能支払交付金事業補助金について返還事項が確認されましたので、山口市多面的機能支払交付金事業補助金交付要綱第 条の規定により、下記のとおり返還してください。

記

1 返還事項

2 返還金額

内 訳	返還額(円)	返還の対象となる期間
農地維持支払交付金		
資源向上支払交付金 (共同活動)		
資源向上支払交付金 (施設の長寿命化のための活動)		
資源向上支払交付金 (組織の広域化・体制強化)		
合 計		

3 返還期日

年 月 日（別紙納付書により、納付書記載の金融機関から振込んでください。）

多面的機能支払交付金事業補助金に係る繰越承認申請書

山口市長 様

所在地  
団体名  
代表者氏名 (※)

(※) 法人の場合は、**記名押印**してください。

法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない  
場合は、**記名押印**してください。

年 月 日付け指令農林整第 号(農地維持支払交付金・資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く))【及び 年 月 日付け指令農林整第 号(資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動))】で交付決定のあった山口市多面的機能支払交付金事業補助金について、当該事業費の一部を次年度に繰り越したいので、山口市多面的機能支払交付金事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり申請します。

記

繰越申請内容

	交付決定額	年度内支出見込額	繰越申請額	事業完了予定日
農地維持支払交付金	円	円	円	
資源向上支払交付金 (施設の長寿命化のための活動を除く)				
資源向上支払交付金 (施設の長寿命化のための活動)	円	円	円	
合 計	円	円	円	

添付資料

※ 繰越理由書、繰越計算書、見積書、工程表、その他参考となる資料

所 在 地  
団 体 名  
代表者氏名 様

山口市長

印

多面的機能支払交付金事業補助金に係る繰越適否決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、多面的機能支払交付金事業補助金に係る繰越承認申請について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 繰越承認する補助金

	繰越承認 申請金額	繰越承認金額	繰越承認期間
農地維持支払交付金	円	円	
資源向上支払交付金(施設の 長寿命化のための活動を除く)			
資源向上支払交付金(施設の 長寿命化のための活動)	円	円	
合 計	円	円	

2 繰越承認しない補助金がある場合の未承認事由

多面的機能支払交付金事業補助金遂行状況報告書

山口市長 様

所在地  
団体名  
代表者氏名 (※)

(※) 法人の場合は、**記名押印**してください。

法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない

場合は、**記名押印**してください。

年 月 日付け指令農林整第 号(農地維持支払交付金・資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く))【及び 年 月 日付け指令農林整第 号(資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動))】で交付決定のあった山口市多面的機能支払交付金事業補助金に係る事業について、山口市多面的機能支払交付金事業補助金交付要綱第 10 条の規定により、下記のとおり遂行状況を報告します。

記

	交付決定額 A	出来高 B	進捗率 (B/A)	備考
農地維持支払交付金	円	円		
資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く)				
資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)	円	円		

※ 市長が遂行状況の確認のために必要と認める資料を添付してください。

多面的機能支払交付金事業補助金実績報告書  
(農地維持支払交付金・資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く))

山口市長 様

所在地  
団体名  
代表者氏名 (※)

(※) 法人の場合は、**記名押印**してください。  
法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない  
場合は、**記名押印**してください。

年 月 日付け指令農林整第 号で交付決定のあった山口市多面的機能支払交付金事業補助金に係る事業について、下記のとおり実施したので、山口市多面的機能支払交付金事業補助金交付要綱第 11 条の規定により、実績報告書を提出します。

記

1 事業計画及びその内容

(1) 農地維持支払交付金 (実績)

区分	交付単価 (円/10a)	対象農用地面積 (a)	補助金額 (円)
田 ①			
交付単価	3,000		
畑 ②			
交付単価	2,000		
畑 ③			
交付単価	3,000		
草地④			
交付単価	250		
合 計 (①+②+③+ ④)			

※ 複数の交付単価が適用される場合には、行を追加して記入すること。

(2)資源向上支払交付金（実績）

ア 地域資源の質的向上を図る共同活動

(ア)基本単価

区分	交付単価 (円/10a)	対象農用地面積 (a)	補助金額 (円)
田 ①			
新規地区交付単価	2,400		
新規地区交付単価×5/6	2,000		
継続地区交付単価	1,800		
継続地区交付単価×5/6	1,500		
畑 ②			
新規地区交付単価	1,440		
新規地区交付単価×5/6	1,200		
継続地区交付単価	1,080		
継続地区交付単価×5/6	900		
草地③			
新規地区交付単価	240		
新規地区交付単価×5/6	200		
継続地区交付単価	180		
継続地区交付単価×5/6	150		
合 計 (①+②+③)			

※ 複数の交付単価が適用される場合には、行を追加して記入すること。

(イ)加算単価（加算措置の適用がある場合のみ、記載する）

a. 多面的機能の更なる増進に向けた活動を行う場合の加算交付単価

区分	加算交付単価 (円/10a)	対象農用地面積 (a)	申請金額 (円)
田 ①			
新規地区加算交付単価	400		
継続地区加算交付単価	300		
畑 ②			
新規地区加算交付単価	240		
継続地区加算交付単価	180		
草地③			
新規地区加算交付単価	40		
継続地区加算交付単価	30		
合 計 (①+②+③)			

b. 農村協働力の深化に向けた活動を行う場合の加算交付単価

区分	加算交付単価 (円/10a)	対象農用地面積 (a)	申請金額 (円)
田 ①			
新規地区加算交付単価	400		
継続地区加算交付単価	300		
畑 ②			
新規地区加算交付単価	240		
継続地区加算交付単価	180		
草地③			
新規地区加算交付単価	40		
継続地区加算交付単価	30		
合 計 (①+②+③)			

c. 水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動を行う場合の  
加算交付単価

区分	加算交付単価 (円/10a)	対象農用地面積 (a)	申請金額 (円)
田 ①			
新規地区加算交付単価	400		
継続地区加算交付単価	300		
合 計 (①)			

イ 組織の広域化・体制強化

補助金額

円

2 事業完了年月日

年 月 日

番 号  
年 月 日

多面的機能支払交付金事業補助金実績報告書  
(資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動))

山口市長 様

所在地  
団体名  
代表者氏名 (※)

(※) 法人の場合は、**記名押印**してください。  
法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない  
場合は、**記名押印**してください。

年 月 日付け指令農林整第 号で交付決定のあった山口市多面的機能支払交付金事業補助金に係る事業について、下記のとおり実施したので、山口市多面的機能支払交付金事業補助金交付要綱第 11 条の規定により、実績報告書を提出します。

記

1 事業計画及びその内容  
資源向上支払交付金 (実績)  
施設の長寿命化のための活動

区分	交付単価 (円/10a)	対象農用地面積 (a)	補助金額 (円)
田 ①			
交付単価	4,400		
交付単価×5/6	3,666		
1 集落 200 万円			
畑 ②			
交付単価	2,000		
交付単価×5/6	1,666		
1 集落 200 万円			
草地③			
交付単価	400		
交付単価×5/6	333		
1 集落 200 万円			
計 (①+②+③=④)			
1 集落 200 万円の上 限額適用組織	集落		
交付金額			

2 事業完了年月日  
年 月 日



番 号  
年 月 日

山口市長 様

所在地  
団体名  
代表者氏名 (※)

(※) 法人の場合は、**記名押印**してください。  
法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない  
場合は、**記名押印**してください。

年度 多面的機能支払交付金事業補助金の仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け指令農林整第 号(農地維持支払交付金・資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く))【及び 年 月 日付け指令農林整第 号(資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動))】で交付決定通知のあった事業について、山口市多面的機能支払交付金事業補助金交付要綱第 11 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

	農地維持支払交付金・資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く)	資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)
1 第 12 条 1 項の交付金の額の確定額	( 年 月 日付け 第 号による確定通知 額) 円	( 年 月 日付け 第 号による確定通知 額) 円
2 交付金の確定時に減額した仕入れに係る消費税相当額	円	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額	円	円
4 交付金返還相当額	円	円

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を提出すること。

なお、対象組織が法人格を有しない場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表 2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3 の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）

- ・対象組織が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[ ]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[ ]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を提出すること。

- ・金銭出納簿その他必要な資料又はその写しを添付すること。
- ・対象組織が法人であり、かつ、免税事業者の場合は、事業の実施年度の前々年度に係る法人税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書、売上高を確認できる書類
- ・簡易課税制度の適用を受ける対象組織の場合は、事業の実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・対象組織が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

様式第 14 の 1 号 (第 12 条関係)

第 号  
年 月 日

所 在 地  
団 体 名  
代表者氏名 様

山口市長

印

多面的機能支払交付金事業補助金確定通知書

(農地維持支払交付金・資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く))

年 月 日付けで提出のあった、多面的機能支払交付金事業補助金に係る実績報告について、下記のとおり交付額を決定しましたので、山口市多面的機能支払交付金事業補助金交付要綱第 12 条第 1 項の規定により通知します。

記

内 訳	交付決定額	備 考
農地維持支払交付金	円	
資源向上支払交付金	円	
共同活動	円	
組織の広域化・体制強化	円	
合 計	円	

様式第 14 の 2 号 (第 12 条関係)

第 号  
年 月 日

所 在 地  
団 体 名  
代表者氏名 様

山口市長 印

多面的機能支払交付金事業補助金確定通知書  
(資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動))

年 月 日付けで提出のあった、多面的機能支払交付金事業補助金に係る実績報告について、下記のとおり交付額を決定しましたので、山口市多面的機能支払交付金事業補助金交付要綱第 12 条第 1 項の規定により通知します。

記

内 訳	交付決定額	備 考
資源向上支払交付金 (施設の長寿命化のための活動)	円	

所在地  
団体名  
代表者氏名

様

山口市長

印

## 多面的機能支払交付金事業補助金清算通知書

年 月 日付けで提出のあった、多面的機能支払交付金事業補助金に係る実績報告(農地維持支払交付金・資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く))【・(資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動))】について、事業計画に定める当該事業の活動期間終了年度となる 年度末に補助金の残額がありますので、山口市多面的機能支払交付金事業補助金交付要綱第 16 条第 1 項の規定により、下記のとおり通知します。

## 記

## 1 清算金額

内 訳	清算金額(円)
(1)農地維持支払交付金	円
(2)資源向上支払交付金(共同活動)	円
(3)資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)	円
(4)資源向上支払交付金(組織の広域化・体制強化)	円
合 計	円

## 2 新たな事業計画の認定に基づく事業の経理への補助金への繰入れについて

活動終了年度の翌年度に新たに市長から事業計画の認定を受け交付対象活動を継続する場合は、当該残額の内、(1)から(3)までを新たな事業計画の認定に基づく補助金の経理に含めることができます。

新たな事業計画の認定に基づく事業への補助金の繰入れを希望する場合は、その旨を届け出てください。

多面的機能支払交付金事業補助金清算報告書

山口市長 様

所在地  
団体名  
代表者氏名 (※)

(※) 法人の場合は、**記名押印**してください。

法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない  
場合は、**記名押印**してください。

年 月 日付け 第 号で通知のあった山口市多面的機能  
支払交付金事業補助金に係る清算について、山口市多面的機能支払交付金事業補助金  
交付要綱第 16 条第 2 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 清算方法等

内 訳	清算金額(円)	清算方法	
		返還	新たな事業計画 への繰入れ
農地維持支払交付金	円		
資源向上支払交付金 (共同活動)	円		
資源向上支払交付金 (施設の長寿命化のための活動)	円		
合 計	円		

該当する清算方法に ○印をつけてください。